

## 北九州市健康マイレージ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「生涯を通じた健康づくり」を推進するため、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取り組みの強化を図ることを目的とした北九州市健康マイレージ事業（以下「健康マイレージ事業」という。）について定めるものとする。

### (健康マイレージ事業)

第2条 健康マイレージ事業は、市民が各種健康診査を受診し、介護予防・健康づくりに関する取り組みを行うと、「マイレージポイント」（以下「ポイント」という。）が付与され、当該市民の応募により、景品と交換することができるものとする。

### (事業の委託)

第3条 市は、健康マイレージ事業の実施に必要な業務を健康マイレージ事業管理機関（以下「管理機関」という。）へ委託するものとする。

2 管理機関への委託を随意契約とする場合は、「北九州市委託業務への参加者の有無を確認する公募手続きに関する要綱」に基づき処理するものとする。

### (管理機関)

第4条 管理機関は次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 準備業務
- (2) 管理運営業務
- (3) 景品業務
- (4) PR 業務

2 管理機関は、前項各号に定めるもののほか、市が健康マイレージ事業の実施にあたり必要を認めるものについては、市と協議のうえ対応しなければならない。

### (対象者)

第5条 健康マイレージ事業の対象は、北九州市在住又は北九州市在勤で、かつ、40歳以上のものとする。

### (ポイントの付与)

第6条 付与されるポイントの取り扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実施期間に限り有効とする。

- (2) 付与されたポイントは、第三者への譲渡、贈与または相続することはできない。
- (3) 偽りその他不正行為により、ポイントを付与されたと認められる場合は、直ちにポイントを返還しなければならない。

(応募)

第7条 応募はポイントを付与された本人に限り、年度に1回することができる。

(事業実施期間)

第8条 事業実施期間は、年度を基本とし、別に定める。

(健康マイレージ事業ロゴマーク)

第9条 健康マイレージ事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) ロゴマークは、案内文、チラシ等に使用することができる。
- (2) ロゴマークは、別表第1に定めるとおりとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、健康マイレージ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

別表第1（健康マイレージ事業ロゴマーク関係）

